

二番町地区のまちづくりについて

○ 「前向きに話し合える場」の設置に向けた検討状況

目的：番町地域の住民・事業者・関係機関などの、参加者同士が対話を通して相互理解を深め、長期的な信頼関係を構築するための第一歩とする。



構成：区内に在住・在勤・在学の方（20名～30名程度）

時期等：令和6年内（12月末）までに開催予定
会場は区役所または出張所の会議室等



実施概要：

- ・番町地域全体としての思いやアイデアを出し合い、その中で二番町の日本テレビ計画で実践・実現すべきものを与件として整理し、これまで寄せられた意見と合わせて基本計画への反映を打診
- ・テーマは参加者から出た意見をもとに対話を進める（フューチャーセッション※）
※フューチャーセッション：参加者同士が対話を通じて未来に向けた「新たな関係性」と「新たなアイデア」を生み出し、協力して行動できる状況を作り出すための場
- ・ファシリテーターを委託、学識経験者等にも参加を依頼
- ・参加者以外からも広くアイデア等をいただくため、参加者募集と同時期にアイデア等を募集

今後の流れ：

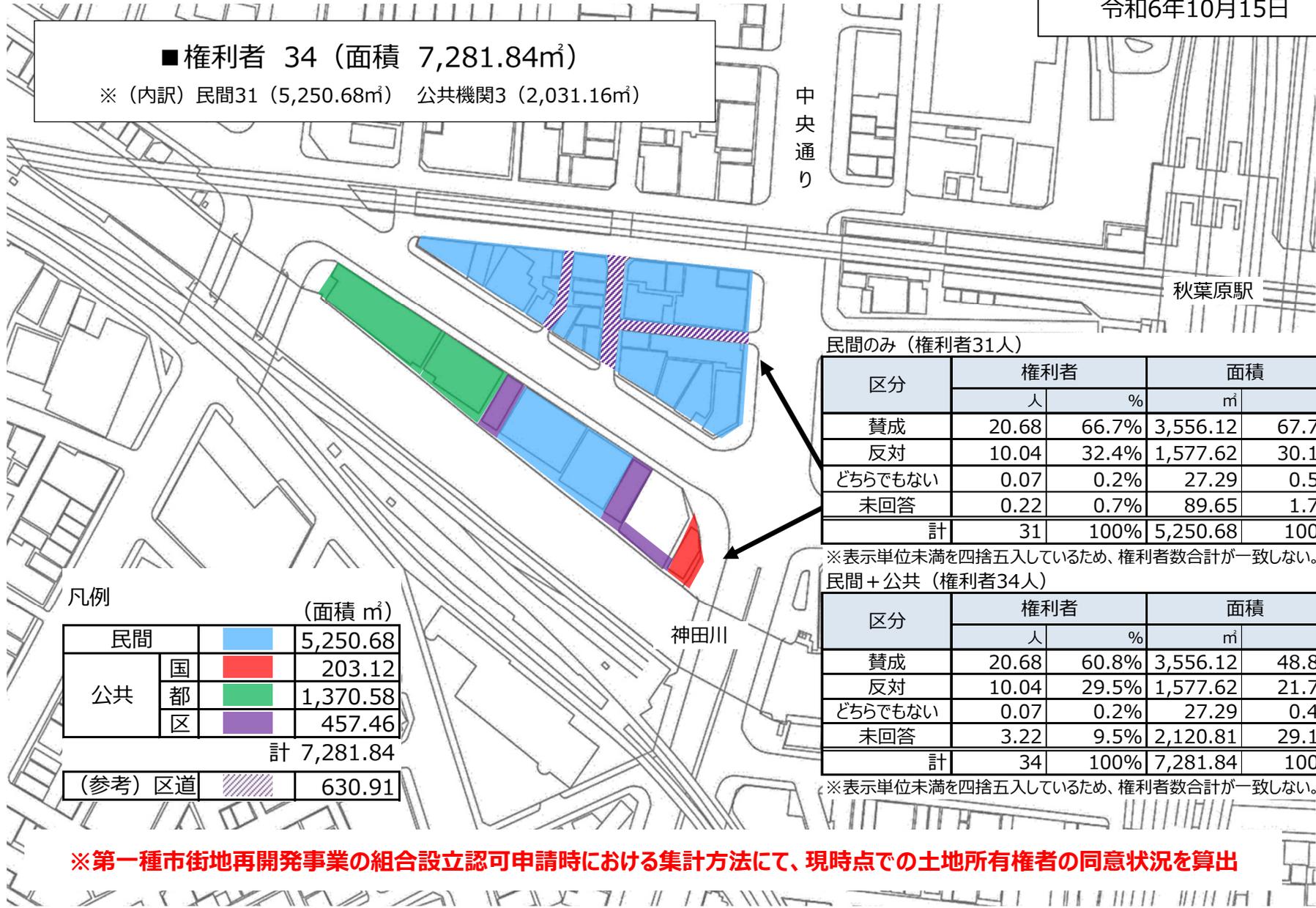
- ・仕様書を確定し事業者を選定
- ・日程確定後、広報紙発行に合わせて周知予定



外神田一丁目南部地区 同意状況

環境まちづくり部 資料2
令和6年10月15日

■ 権利者 34 (面積 7,281.84㎡)
※ (内訳) 民間31 (5,250.68㎡) 公共機関3 (2,031.16㎡)



凡例 (面積 m²)

民間		5,250.68
公共	国	203.12
	都	1,370.58
	区	457.46
計		7,281.84
(参考) 区道		630.91

民間のみ (権利者31人)

区分	権利者		面積	
	人	%	m ²	%
賛成	20.68	66.7%	3,556.12	67.7%
反対	10.04	32.4%	1,577.62	30.1%
どちらでもない	0.07	0.2%	27.29	0.5%
未回答	0.22	0.7%	89.65	1.7%
計	31	100%	5,250.68	100%

民間+公共 (権利者34人)

区分	権利者		面積	
	人	%	m ²	%
賛成	20.68	60.8%	3,556.12	48.8%
反対	10.04	29.5%	1,577.62	21.7%
どちらでもない	0.07	0.2%	27.29	0.4%
未回答	3.22	9.5%	2,120.81	29.1%
計	34	100%	7,281.84	100%

※第一種市街地再開発事業の組合設立認可申請時における集計方法にて、現時点での土地所有権者の同意状況を算出

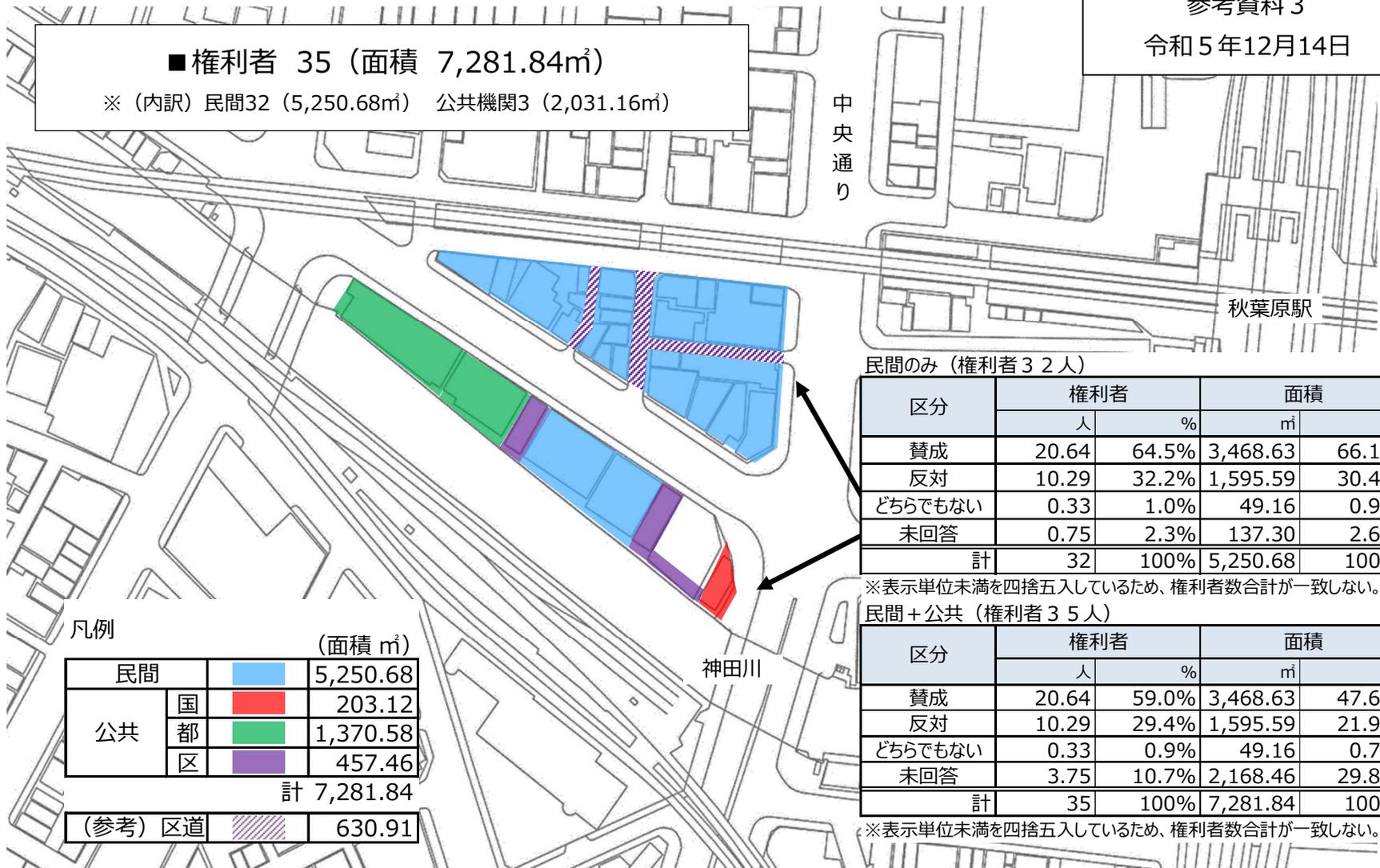
外神田一丁目南部地区 同意状況

資料2 - 参考資料

参考資料3

令和5年12月14日

■ 権利者 35 (面積 7,281.84㎡)
 ※ (内訳) 民間32 (5,250.68㎡) 公共機関3 (2,031.16㎡)



民間のみ (権利者32人)

区分	権利者		面積	
	人	%	㎡	%
賛成	20.64	64.5%	3,468.63	66.1%
反対	10.29	32.2%	1,595.59	30.4%
どちらでもない	0.33	1.0%	49.16	0.9%
未回答	0.75	2.3%	137.30	2.6%
計	32	100%	5,250.68	100%

※表示単位未満を四捨五入しているため、権利者数合計が一致しない。

民間+公共 (権利者35人)

区分	権利者		面積	
	人	%	㎡	%
賛成	20.64	59.0%	3,468.63	47.6%
反対	10.29	29.4%	1,595.59	21.9%
どちらでもない	0.33	0.9%	49.16	0.7%
未回答	3.75	10.7%	2,168.46	29.8%
計	35	100%	7,281.84	100%

※表示単位未満を四捨五入しているため、権利者数合計が一致しない。

凡例 (面積 ㎡)

民間		5,250.68
公共	国	203.12
	都	1,370.58
	区	457.46
計		7,281.84
(参考) 区道		630.91

※第一種市街地再開発事業の組合設立認可申請時における集計方法にて、現時点での土地所有権者の同意状況を算出

幹線街路補助線街路第55号の都市計画変更について

1 都市計画道路の概要

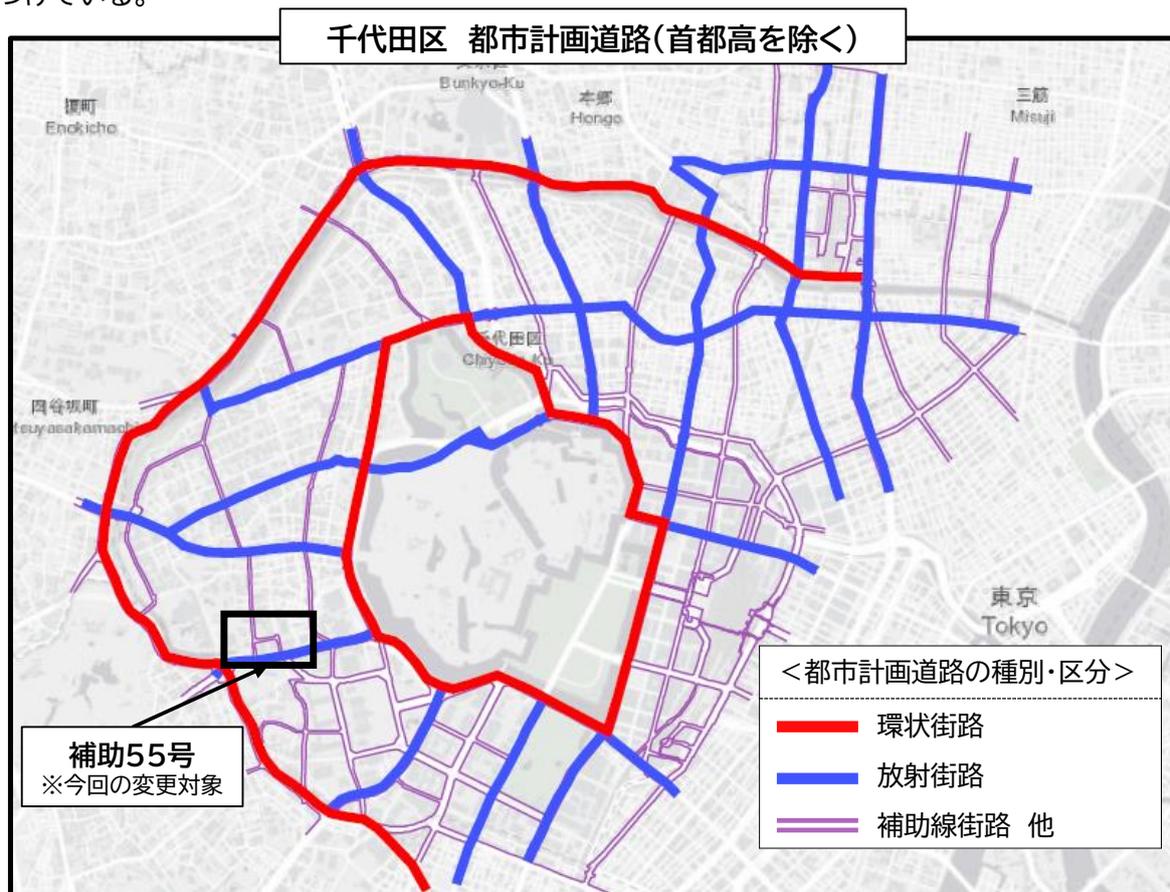
都市計画道路とは、都市間の物流や移動を担う重要な都市インフラである。主な種別として、都心部から波紋のような輪の形を構成する環状線、都心部から各地方へ放射状に伸びている放射線、それらの交通を補う機能を持っている補助線街路がある。

また、その計画が決定された際に位置(起点と終点)や区域(延長)、幅員などが定められており、その範囲では建築物の階数や構造などが制限される。

2 東京における都市計画道路の整備方針

東京都と特別区及び26市2町は共に連携しながら、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた「事業化計画」を策定している。平成28年3月に策定された現行の“第四次事業化計画”では、都市計画道路の整備に関して設定した4つの基本目標を踏まえ、区部及び多摩地域の幹線道路に着目し、その内の未着手区間(概成区間を含む)を対象に、15の検証項目を設け、必要性の検証を実施している。

検証を行った結果、都市計画道路として整備の必要性が確認できなかった路線を“見直し候補路線”と位置づけている。

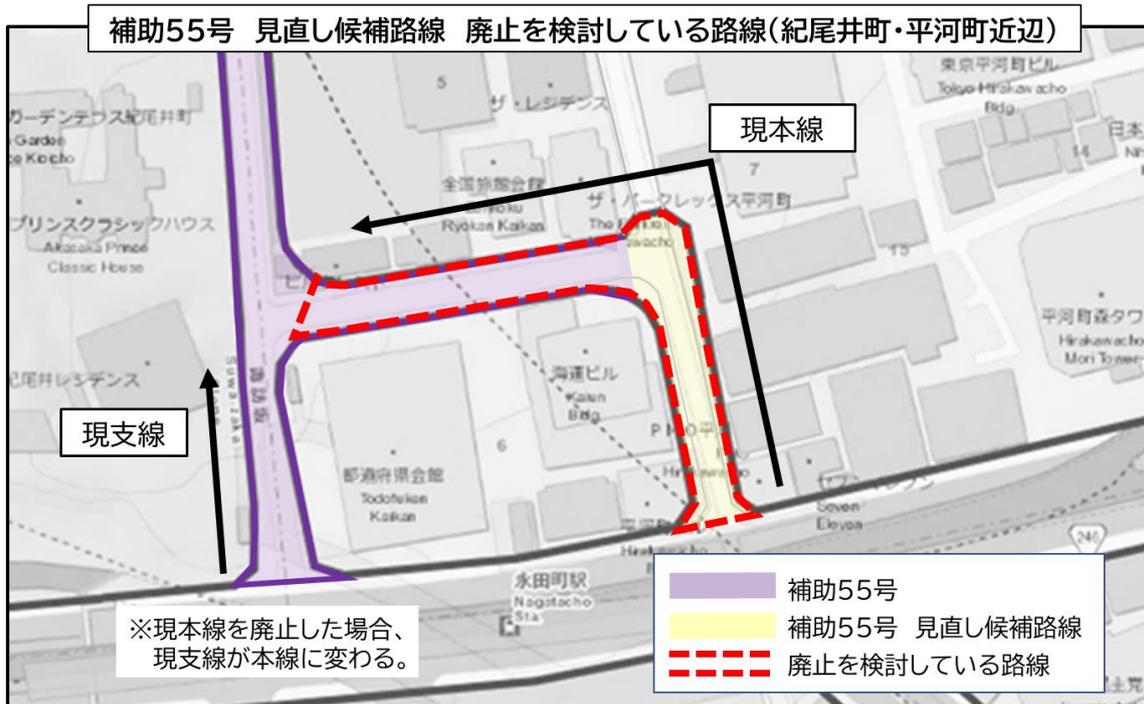


※見直し候補路線は路線全体を対象にするのではなく、検証により整備の必要性が確認できなかった箇所を部分的に指定している。

3 補助55号 見直し候補路線と廃止案について

補助55号は昭和21年に国 戦災復興院によって告示がなされ、昭和50年に東京都から区へ移管された。

平成28年に補助55号が見直し候補路線になって以降、令和3年度までに補助55号の交通量調査や廃止する場合の影響検証を行い、都市計画道路として整備すべき基準の交通量を満たしていないこと、整備した場合と廃止した場合いずれも将来交通量の変化が少ないことから、見直し候補路線は都市計画道路として整備しなくとも交通機能へ影響がないことを確認した。また、補助線街路は路線と路線、路線と重要拠点（災害拠点など）を結ぶものであるため、見直し候補路線と合わせてプリンス通りと貝坂通りを結ぶ東西道路部分も合わせて廃止する。



地図権利 Esri ,HERE ,Gamin ,USGS ,Esri ,HERE Powered by Esri

<意見交換会 開催状況>

事業	日時	場所	参加者
第1回意見交換会	令和4年12月14日 第一部 14:00～ 第二部 16:00～	麴町出張所	10名
第2回意見交換会	令和5年3月23日 第一部 14:00～ 第二部 18:00～	麴町出張所	5名
第3回意見交換会	令和5年7月13日 第一部 14:00～ ※第二部は参加者がいなかったため中止	麴町出張所	4名

※各意見交換会の後、当日の質疑などをまとめた開催ニュースを発行

4 今後のスケジュールについて

- ・ 都市計画審議会 報告 :令和 6 年 10 月 25 日(予定)
- ・ 説明会及び計画案の縦覧 :令和 7 年 2 月中旬(予定)
- ・ 都市計画審議会 審議 :令和 7 年 3 月下旬(予定)
- ・ 決定告示 :令和 7 年 6 月上旬(予定)

区立麴町仮住宅への永田町駅地下鉄連絡出入口整備について

麴町仮住宅への永田町駅地下鉄連絡出入口の新設の検討に関して、関連する地下通路、出入口、交差点の影響を確認するため、現状の歩行者流動や混雑状況を把握するための調査を実施した。

1 歩行者流動量調査等結果について

(1) 調査日時

令和6年6月4日(火)午前7時から10時、午後5時から8時

(2) 主な調査項目

- ①改札前から隣接出入口への歩行者流動量実態調査
- ②改札前から4番出入口までの所要時間調査
- ③改札付近の階段上、4番、5番出入口分岐付近の混雑状況調査

(3) 主な調査箇所 別紙1「調査位置図」

- ①4番出入口及び5番出入口、これらの出入口への分岐点
- ②平河町交差点(地上部)
- ③平河町方面改札前

(4) 新設出入口整備による4番出入口の改善効果

- ①混雑のピーク時間が約1時間減少する
- ②ピーク時1時間当たりの通行人数が約30%減少する
- ③新たなバリアフリールートの確保
 - ・4番出入口にはエレベーターが設置されていないため、新設出入口にエレベーターを設置することで利便性の向上につながる

⇒混雑状況が改善されるとともに、バリアフリールートの増設効果が見込まれる。

2 整備スケジュールについて

別紙2「永田町駅、麴町仮住宅接続工程表」

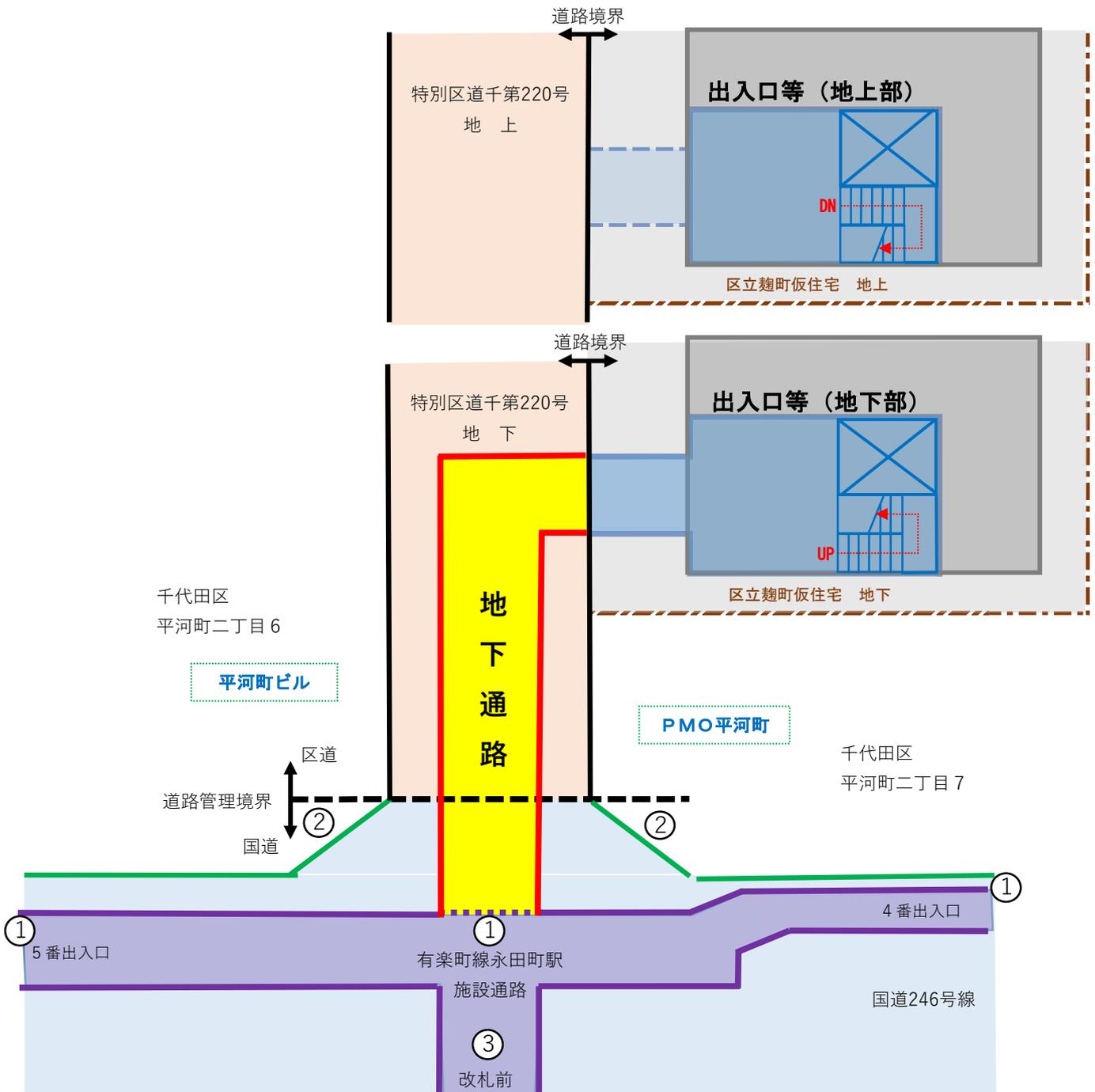
3 今後の協議について

調査結果等を踏まえ、地下鉄連絡出入口の設置及び維持管理にかかる費用負担、整備内容に関する調整等について、メトロと区で引き続き協議を実施する

調査位置図



※ この図面中「出入口等（地上部）（地下部）」及び「地下通路」を併せて「地下鉄連絡出入口」という。



永田町駅、麴町仮住宅接続工程表

2024.10.15

年度 項目	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	
協議		国道占用協議 支障移設協議									
地下通路	調査	基本設計	実施設計	地下通路整備（道路復旧含む）							
麴町仮住宅	供用中			移転							
四番町施設	解体・新築工事			竣工							

※別途東京メトロとの協議が必要
※支障移設の状況により工期が変更となる場合がある

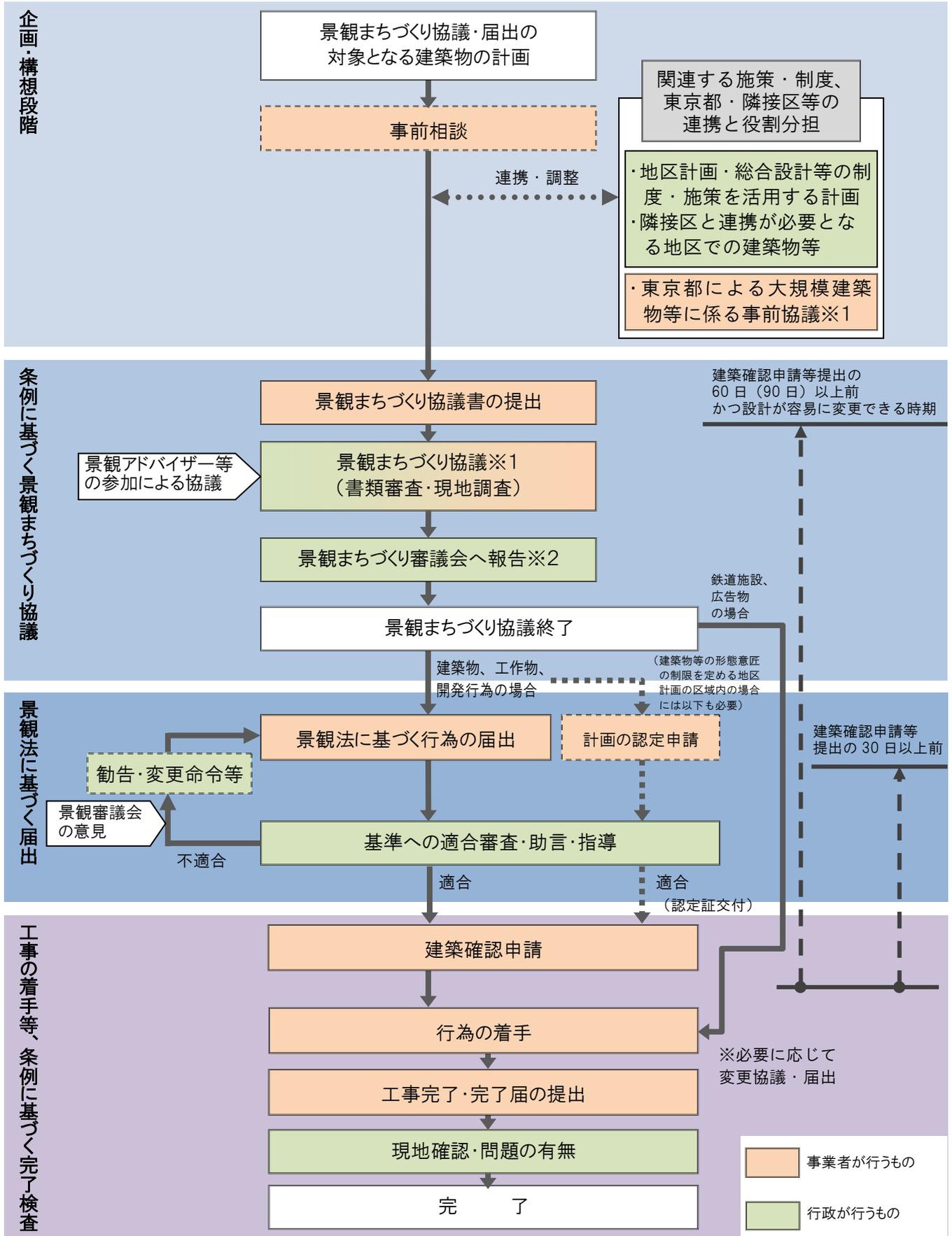
これまでと今後の景観まちづくり行政の比較

※景観行政団体移行前と新たな景観まちづくり計画施行後との比較

条例は「景観まちづくり条例」、法は「景観法」をさす

		これまでの景観行政	今後の景観行政
根 拠		景観まちづくり条例	景観法・景観まちづくり条例
景観まちづくりの計画等		景観形成マスタープラン 美観地区ガイドプラン	景観まちづくり計画（法・条例） 景観まちづくりガイドライン（条例）
事前協議		任意	条例に基づく
地域区分		「美観地区」、「その他の地域」 2 地域区分	「美観地域」、「麴町地域」、「神田地域」の 3 地域 「美観地域重点地区」、「外濠重点地区」、 「神田川・日本橋川重点地区」の 3 重点地域
届出 対象	建築物	高さ 10 メートルを超えるもの	高さ 10 メートルを超えるもの 重点地区では全て
	屋外広告物	旧美観地区の一部のみ	旧美観地区全域 ※ 令和 3 年度以降、屋外広告物景観ガイドラインを定め対象区域を拡大
変更命令		—	形態・意匠については変更命令可（法）
歴史的建造物等		景観まちづくり重要物件	景観まちづくり重要物件（条例） 景観重要建造物、景観重要樹木（法）
公共施設		—	景観重要公共施設（法）

■ 景観まちづくり協議・届出のフロー



*1: 広域的な自治体としての都の立場、地元自治体としての区の立場、各々の観点から協議を行う。

*2: この対象となるものは、(1) 景観重点地区内で、高さが100メートルを超える建築物の建築、(2) 東京都環境影響評価条例に該当する建築物の建築、(3) 都市計画法第12条第1項第4号の市街地再開発事業として行う建築物の建築、(4) 区長が特に景観上重要と認めるもの等